

会 議 記 録

会議名称		第44回杉並区環境清掃審議会
日時		平成22年9月1日(水)午後2時~午後3時56分
場所		区役所 中棟5階 第3委員会室
出席者	委員名	青山会長、石川恵子委員、石川貴善委員、今村委員、大川委員、大澤委員、木村委員、鈴木定雄委員、鈴木信男委員、鈴木雅也委員、杉之原委員、寺田委員、内藤委員、中崎委員、中村委員、平田委員、山田委員、若林委員 (18名)
	区側	環境清掃部長、環境課長、清掃管理課長、環境都市推進課長、都市計画課長、杉並清掃事務所長、建築課長、方南支所担当課長、みどり公園課長
傍聴者数		1名
配付資料等	事前	第43回審議会会議録(案) 路上喫煙に対する指導状況について 自然エネルギー利用機器への助成について 資源持ち去り対策の実績について 平成21年度ごみ量及び資源回収量について 一定規模以上の開発等に係る報告(緑化・2件) 平成21年度 環境・緑化政策における主な事業のあらまし
	当日	席次表 第44回杉並区環境清掃審議会 次第 杉並区の清掃事業 ごみれば2010
会議次第		第44回杉並区環境清掃審議会 1 会長あいさつ 2 第43回会議録(案)の確認 3 議題 報告事項 (1)路上喫煙に対する指導状況について (2)自然エネルギー利用機器への助成について (3)資源持ち去り対策の実績について (4)平成21年度ごみ量及び資源回収量について (5)一定規模以上の開発等に係る報告(緑化・2件) 意見交換 環境政策全般についての意見等 4 その他

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> 主要な発言 および 会議の内容 </p>	<p> 第44回杉並区環境清掃審議会 1 会長あいさつ 2 第43回会議録(案)の確認 3 議題 報告事項 (1)路上喫煙に対する指導状況について (2)自然エネルギー利用機器への助成について (3)資源持ち去り対策の実績について (4)平成21年度ごみ量及び資源回収量について (5)一定規模以上の開発等に係る報告(緑化・2件) 意見交換 環境政策全般についての意見等 4 その他 次回開催予定の確認 ・平成22年10月22日(金)午後2時から開催予定 </p>
--	--

<p>発言者 環境課長</p>	<p style="text-align: center;">第44回環境清掃審議会発言要旨 平成22年9月1日(水)</p> <p style="text-align: center;">発言要旨</p> <p>まず開会に先立ちまして、委員の皆様方の出席状況につきましてご報告をさせていただきます。</p> <p>今現在、出席数17名でございます。事前に欠席のご報告をいただいた方は2名でございます。過半数の定足数に達しておりますので、この会議は有効に成立をしております。</p> <p>なお、本日の傍聴希望者ですが、傍聴希望という形ではないのですが、本日はインターンシップの3名の大学生の方に、この環境清掃審議会を見てもらおうと思います。これも勉強の一環ですので、ぜひよろしくお願ひします。それ以外の傍聴希望者については現在入ってございません。</p> <p>次に、報告事項等に関する資料の確認をさせていただきます。</p> <p>まず、事前配付させていただきました資料でございますが、まず1番目としまして「路上喫煙に対する指導状況について」、それから「自然エネルギー利用機器への助成について」、「資源持ち去り対策の実績について」、4つ目が「平成21年度ごみ量及び資源回収量について」、最後になりますが、「一定規模以上の開発等に係る報告」、これ、緑化・2件でございます。</p> <p>また、本日は、この報告事項の後で、委員の皆様方との意見交換ということで、平成21年度環境・緑化政策及びごみ処理政策に対する主な事業のあらまし、こちらのほうをA3の大きな資料で用意をさせていただきましたので、こちらもおあわせてご確認をいただければと存じます。</p> <p>あわせて、さらに本日席上配付させていただきました資料としまして、「杉並区の清掃事業」、パンフレット、冊子になっているものですね。それと「ごみれぼ2010」、これは一部事務組合が作成している資料でございます。これをお配りしてございます。ご参考にしていただければと存じます。</p> <p>さらに、本日席上配布の青または紫のファイルですが、この環境清掃審議会にかかわる、前回説明をいたしました環境基本計画とか、環境基本条例、さらに、この審議会条例等、主な資料につきましてまとめさせていただきました。審議会の席上でお使いいただければ幸いです。よろしくどうぞお願ひいたします。</p> <p>最後になりますが、この8月1日付で事務局の説明員の異動がございましたので、ご紹介を申し上げます。</p>
---------------------	---

<p>清掃管理課長 環境課長 会長</p>	<p>環境清掃部清掃管理課長でございます。 よろしくお願いたします。 事務局からは以上でございます。 会長、議事進行、よろしくお願申し上げます。 それでは、今日の審議会を始めさせていただきたいと思ひます。</p>
	<p>今日は全体の説明をした後、意見交換がございますけれども、今回までは、やはりこの審議会での内容を皆さんでできるだけ共有化しようということで、報告事項が非常に多くなっておりますし、あとは意見交換で、余り審議事項はないということでございますので、できるだけ2時間を有効に使って、疑問に思っていること、あるいは、ほかの方のご意見を聞きたいようなことでも結構ですので、ぜひ活発なご審議をお願できればと思ひます。</p> <p>今日は最初に43回の議事録(案)というのが皆さんのお手元に届いて、それぞれ、ご自身のご発言などをチェックいただいたものを事務局で修正されたものが、数日前に送られてきたのではないかとと思ひます。全部読むのは大儀で、なかなか読み切れないものですが、特にご自身の発言について、この修正案でよろしいということで進めさせていただいて構わないでしょうか。</p> <p>それでは、一応議事録(案)は承認されたということで、よろしく取り扱いをお願いたします。</p> <p>それでは、審議内容、報告事項5つあるようでございますけれども、これは事務局のほうからご報告いただければと思ひます。</p>
<p>環境課長</p>	<p>まず報告事項の1件目「路上喫煙に対する指導状況について」、簡単に説明をさせていただきます。</p> <p>新たな委員の皆様も多くいらっしゃいますので、簡単に概要からご説明いたしますと、区では平成15年度に杉並区の安全美化条例を定めて、区内全域で歩きたばこやポイ捨てを禁止するとともに、区内6地区、これはJR4駅及び上井草駅、高井戸駅周辺を路上禁煙地区として啓発活動を展開してまいりましたが、それにもかかわらずルールを守らない喫煙者に対する苦情が絶えず寄せられたことから、ちょうど昨年10月に、この路上禁煙6地区で条例に基づき違反者に対して過料2,000円の徴収を始めたところでございます。</p> <p>まず1番のところ、指導状況及び指導方法についてでございますが、土日祝日を含め、毎日、区の職員により徒歩で巡回をいたしまして指導を行っているところでございます。あわせて、過料徴収とは別に、区内全域において巡回車を使い</p>

	<p>まして、歩行喫煙の禁止及び喫煙マナーの遵守を呼びかけてまいりました。</p> <p>過料徴収の実績につきましては、8月15日までの状況で、ちょうど1の(2)の表の記載のとおり、この計のところですが736件、また、指導件数も3,191件という形になってございます。この指導件数というのは、主に路上ではなく縁石の中の私有地での喫煙でございますが、たばこの煙が路上に流れてくるものなどに対して指導を行っているものでございます。</p> <p>あわせて、大きな2のところ、少し数字としては古いので恐縮でございますが、過料徴収の効果を示す数値として、過料徴収前の昨年9月と、それから徴収後の11月及び今年の2月の歩きたばこの件数及びポイ捨てによる吸い殻数、これをお示ししてございます。</p> <p>この結果、特にポイ捨てによる吸い殻数、これが激減しているということからも、この過料徴収の効果は確かにあるということが伺えるところでございますが、また、その上の表、1の(3)の表のとおり、過料徴収及びその指導件数とも横ばいの状況にあると。そういった状況にもありますので、本年10月、すなわち過料徴収開始1年を契機に、取り締まり等の実施体制のあり方ですとか、あるいはまた路上禁煙地区の拡大など、必要な見直しを行っていく予定でございます。</p> <p>大変簡単でございますが、路上喫煙に対する指導状況については以上でございます。</p>
会 長	<p>これについて、ご質問、意見等がございましたら、お願いしたいと思います。どうぞ、お願いします。</p>
M 委 員	<p>2点ありまして、どうして路上でたばこを吸ってはいけないのかということの何かポスターなり徹底なりをしているのか。というのは、路上で喫煙していると、子供に当たって危ないとか、あと後ろから歩いてくる人が副流煙を吸って被害になるとかというのをテレビで取り上げられていますけれども、そういうことをわかっていて、なおかつ喫煙しているのかということと、あともう一点が、取締りの時間帯というのは、人が少ないときとか、一番多いときをねらっているのかということを伺いたいと思います。</p>
会 長 環 境 課 長	<p>環境課長。</p> <p>まず、1点目のご質問。今おっしゃっていただいたような特に安全・安心を脅かすようなことをたばこを吸う方が理解しているのかどうかということですが、当然理解している方もいらっしゃると思います。路上喫煙に対する、副流煙を吸うとかの健康上の問題。それから、子供さんの目の高さにたばこの火が来るとい</p>

	<p>うことでは、大変危険な状態でもあるということですね。</p> <p>そういったことをこれまでも区としてはさまざまな機会を通じてPRをしてまいりました。広報とかホームページ、当然これからも安心・安全を脅かすものであるということをより周知徹底していく必要はあろうと思っています。</p> <p>それから、もう一つは制度の説明、先ほど申し上げたような禁煙6地区に対する「ここはたばこが吸えないところですよ」というようなことを、この間、さまざまなポスター、あるいは路面表示とか、あるいはまた電柱に巻き看板をつけるとか、そういったことを徹底してまいりましたが、より一層そのPRについても努めていきたいと思っています。</p> <p>それから2つ目のご質問、パトロール、指導の時間帯についてですね。これもなるべく、特に駅前の指導につきましては、人通りの多い時間を中心にやっています。特に、ただ単に昼間だけじゃなくて、朝の時間帯、通勤客の皆さん、駅に向かう皆さん、その中にたばこを吸う方もいらっしゃいます。そういったところでの朝の時間帯とか、それから、まだ本格的にはやっていないのですが、例えば曜日を決めて夜やるとか、そういった工夫も先ほど申し上げた過料1年を契機として、その指導体制に関する見直しの中に入れていきたいと考えています。</p>
<p>会 長 F 委 員</p>	<p>どなたかほかにございますか。では、F委員。</p> <p>2点あります。</p> <p>1点目ですが、過料徴収指導でエリア別のものを簡単に計算してみると、高円寺、阿佐谷、荻窪というのは繁華街でございまして、過料のほうは全体で660件、パーセントにすると89.6%、指導のほうは2,434件、全体の3,191に対して76.3%、全体でいうと78%になるんですが、これ、2年目以降の運用に対して、例えば繁華街のエリアを強化されるとか、そういったご予定はあるのでしょうか。</p> <p>もう一点ですが、時期のほうで、10月からの件数を見ますと、11、12、1が多くて、あと3、4、6と多いのですが、この多い時期というのは、何かこのときにパトロールを強化したとか、たまたま多かったとか、何か根拠みたいなものがあるのかどうか、お教えいただければと思います。</p>
<p>会 長 環 境 課 長</p>	<p>環境課長。</p> <p>最初のご質問でございまして、まさに委員のご指摘のとおりでございまして、路上禁煙地区6地区の中で、特にこの高円寺、阿佐谷、荻窪、JR3駅の割合というのが、ほぼ全体の8割以上となっております。</p>

	<p>当然パトロールにつきましても、この3駅を指導する回数、これにつきましては、ほかの地域に比べるとかなり多くやっているところでございます。ですから件数が多いというのがありますが、絶対数として、当然この3駅、乗降客も多い駅ですので、こういった形での指導がこれからも必要ということで、また特に力を入れていきたいと思っています。</p> <p>それから、時期的な問題ですね。ご指摘にありました昨年11、12、1月、この暮れの時期ですとか、あるいはまた4月、5月、6月の春の時期はなぜ多いのかと。時期的な問題については、きちっとまだ分析はできていないのですが、暮れでいいますと、やはり駅前には人通りが多いということもあろうかと思えます。また、春というの、これもまた実際に杉並にお越しになるお客様も含めて、住民の方以外にもたくさんの方がいらっしゃるということで、こういった結果が少し出ているのかなということは分析できると思います。</p>
<p>会 長 O 委 員</p>	<p>よろしいですか。では、O委員。</p> <p>今のご質問とお答えに重なっている部分もあるのですが、この1の(3)の全体の状況を見ると、課長もおっしゃいましたが、効果は見えない、横ばいだということで、確かにそうだなという点がありまして、それから(2)で、地域ごとの過料徴収とか指導件数というのが、地域差がある。今のご説明ですと、地域によって過料徴収及び指導の機会が多いところと少ないところがあるということも、どうも影響があらわれているのかなと理解はいたしましたけれども、ということを含めてみても、効果が見えない。</p> <p>しかし、この路上喫煙自体をなくすということへの取り組みは大変重要なことだと思いますので、続けるべきである。となると、効果が出るように何らかの具体的な取り組みを考えないといけないかと逆に考えました。</p> <p>ということで、この1年間を見て、今、具体的にこんなことをプラスして取り組む事項として考えているというものがございましたら、決定ではなくても結構です、ご説明いただけたらと思います。</p>
<p>会 長 環 境 課 長</p>	<p>環境課長。</p> <p>過料徴収の件数につきましては、1の(3)のところ、先ほどの説明でも横ばいだという話をしましたが、過料徴収を開始したことによる効果というのは、もちろんあったわけです。ただ、過料徴収を開始して以降、この件数について、なかなか減っていかない。ここがまだ課題であるということは言えると思います。</p> <p>そういった意味でいいますと、まずは、さらに最初の委員のご質問にもあった</p>

<p>会 長</p>	<p>ような路上喫煙に対するリスクといいますが、安心・安全を脅かすものだということをもう少しきちっとPRをするということも含めて、その指導体制のあり方、時間帯の工夫が必要であります。</p> <p>また、禁煙6地区に関しては徹底されてきましたので、そのエリアの中でというのは大分少なくなってきております。ただ、そうするとその周りがということもございますので、そういった地点に対する工夫とか、また必要に応じて、それぞれ6地区の路上禁煙地区を拡大していくとか、そういった対応をこれからとっていく必要があると考えています。</p>
<p>環境都市推進課長</p>	<p>いろいろ質問はあると思いますが、今このA3にあります、一番上の話だけしているのですが、全部話を聞きながら、後ほどまたそれぞれについてご質問いただければと思いますので、一応前に進めさせてください。</p> <p>2点目に「自然エネルギー等の助成状況について」、よろしくお願いたします。</p> <p>私からは「自然エネルギー利用機器への助成について」ご説明させていただきます。</p> <p>環境基本計画の脱石油社会づくりを目指す一環としまして、住宅地である杉並区において、省エネ、省資源、温暖化対策を進めるために、自然エネルギー機器の設置助成を行っております。</p> <p>1番としまして、種別に掲げてございますが、太陽エネルギーを利用したものと高効率給湯器に大きく分けられます。太陽エネルギーのほうは、太陽光発電が主な申請をいただいているところでございますが、この助成としては1キロワット4万円、あと、参考欄にも書いてございますが、都補助と国補助がございまして、今は平均的な一戸建てに平均的な3キロワットの発電機器を設置した場合に、設置費用が195万円といたしますと自己負担は132万円で済み、それから余剰電力の買い取り価格が昨年11月から約2倍の48円になっております関係で、初期投資が10年ぐらいで回収できる見込みでございます。</p> <p>あと、強制循環型のソーラーシステムによってお湯を蓄えて循環させて温めておくという機械の助成と、屋根に温水器を載せて自然に温めるという、そういう機器も助成してございます。高効率給湯器は、いろいろな種別がございまして、家庭用燃料電池から熱を回収して再利用する型のものまで、種類によって2万円から15万円の幅で助成しているところでございます。</p> <p>ちなみに昨年の助成件数を申し上げますと、太陽光発電が133件、ソーラーシ</p>

	<p>ステムが1件、太陽熱温水器が2件、高効率給湯器が135件でございました。昨日現在の申請状況を申しますと、太陽エネルギー利用機器の太陽光発電が209件、ソーラーシステムが1件、太陽熱温水器が1件、高効率給湯器が275件という状況になってございます。</p> <p>2に、自然エネルギー利用機器に対する助成件数の推移及び普及率としまして、21年度から助成開始した高効率給湯器と、それから太陽光発電器の助成件数を掲げてございます。22年度は予算見合いとなっております。</p> <p>この間の国補助、都補助があって買い取り価格が倍増した期間に、集中的に助成を行って自然エネルギーの普及を図ってまいりたいと考えてございます。</p>
会長	<p>この自然エネルギーの普及に関する事で、ご質疑があればお願いしたいと思います。</p>
O 委員	<p>個別にやるのですか。</p>
会長	<p>当面一件一件やります。</p>
O 委員	<p>今の資料の一番下の行に書いてありますが、太陽光発電普及率は区内の戸建て専用住宅数に対してとなっているのですが、集合住宅への普及の状況というのはなぜカウントしていないのか、というところをご説明いただけたらと思います。</p>
環境都市推進課長	<p>区で助成した件数について把握してございますので、こういった記載の方法になってございます。</p>
O 委員	<p>視点が少し違ってしまいかもしれませんが、助成というところという、こういうことになるのかもしれませんが、効果という意味合いでいうと、集合住宅のほうも何らかの形でとらえると大変意味のあるデータになるのではないかと思いますので、ご検討いただけたらと思います。</p>
会長	<p>課長。</p>
環境都市推進課長	<p>区で集合住宅の場合、ご本人がそこに持ち家で住んでいて自分のところに使われるというところでは助成しているところですが、マンション等については助成の対象外としております。都補助のほうは対象となっておりますが、ここでは区における普及率を正確に把握するというか、捕捉の仕方としまして区が補助した件数ということですので、一般的な戸建て住宅の数で割り返したものを普及率とさせていただきます。</p> <p>その建物がマンション等の場合、どのような使われ方をして、どういう売電をして、管理組合に振り込むようになるのかとは思いますが、権利関係もございまして、皆様がそれに承諾していただけるかとか、躯体がもつとか、</p>

<p>会 長</p>	<p>なかなか難しいことがございますので、現在のところ研究段階ということでございます。</p> <p>ほかにご質問ございますか。</p> <p>私のほうから1点、高効率給湯器のほうは集合住宅の助成も含めて実施してま すね。</p>
<p>環境都市推進課長</p>	<p>はい、そうです。</p>
<p>会 長</p>	<p>比率的にはどんな感じか、おわかりになりますか。</p>
<p>環境都市推進課長</p>	<p>正確な比率ではないですけども、どちらもあるという感じでございます。</p> <p>ただ、家庭用燃料電池のように本体機器が重くて貯留タンクが大きいものにつ きましては戸建てになりますけれども、マンションのベランダでも、ヒートポン プ式を設置して大丈夫だと聞いてございますので、置いていらっしゃる方もあり ます。比率としては戸建てのほうが多いかと思えます。</p>
<p>会 長</p>	<p>わかりました。</p>
<p>会 長</p>	<p>よろしいですか。では、順次やらせていただきます。</p>
<p>会 長</p>	<p>資源持ち去りの対策の実績について、担当課長から。</p>
<p>清掃管理課長</p>	<p>私からは「資源持ち去り対策の実績につきまして」ご報告させていただきます。</p>
<p>清掃管理課長</p>	<p>本件は、昨年5月の条例改正施行後からの実績についての報告となっております。</p>
<p>清掃管理課長</p>	<p>まず、1番目の刑事告発の概要、22年度でございますけれども、被告発者は4 名、告発月は記載のとおり本年5月と7月でございます。その内訳、告発先とい たしまして、杉並警察管内、1名、高井戸、1名、荻窪、2名となっております。 詳細な告発内容につきましては表のとおりでございます。条例違反を繰り返 した悪質なものを告発しているところでございます。</p>
<p>清掃管理課長</p>	<p>次に、裏面ですが、2、パトロール等の実績でございます。</p>
<p>清掃管理課長</p>	<p>昨年度までは清掃事務所技能長職及び警察職を経験した者2名を配置いたしま してパトロールを実施してまいりましたけれども、22年度から1名の警察職OB を増員いたしまして3名体制でパトロールを強化しているところでございます。 表につきましては、昨年5月から今年の7月までの実績でございます、延べ累 計の実績で、警告57件、禁止命令262件、告発14名、公表10名となっております。</p>
<p>清掃管理課長</p>	<p>続きまして、3、古紙回収量推移でございますが、表のとおり21年度の古紙回</p>

<p>会 長 P 委 員</p>	<p>収量は、前年、20年度と比べまして5%ほど増加してございます。この結果は区民の皆様のご協力はもちろんのことパトロール強化のたまものと認識しているところでございます。</p> <p>それから、21年度の資源、古紙のほうですけれども、売り払い収入ということで実績を掲載しておりますので、参考にしていただければと思います。</p> <p>本件につきましては以上でございます。</p> <p>ご質問等ございましたら、お願いしたいと思います。どうぞ、P委員。</p> <p>昨年この条例の制定の是非についても、この審議会でお話があって、多分唯一そのとき委員の中で私は反対という意見でしたので、その立場も今も変わらないんですけれども、そういう視点から見させていただいたご質問、意見を言わせていただきます。</p> <p>最初のページで見ますと、全部年齢60代の方が告発されていますね、この4名に関して。60代がなぜ集中的に対象となるのか、その必然性、何でそうなっていると思われるか、区としての分析、それをお聞きしたい。</p> <p>それから、これは個人でやられている方なのか、業者の一社員、従属している、要するに上長の命令を受けてやっている方なのか、それを詳しくお聞きしたい。要するに個人の意思で60代の方が10回、8回、禁止命令1回の方もいますけれども、かなり常習といいますか、何度も繰り返しやられる理由をどういうふうに分かっているかということはこのページに関してはお聞きしたいと思います。</p> <p>それから、回収量の推移に関しては、先ほどおっしゃっている新聞、メイン新聞ですよ。告発の対象も新聞をとっているところというのがほとんどですので、そうすると新聞紙の回収がたまたま去年は前の年に比べたら増えているように見えますが、その前の年、19年度から比べると減っているわけで、余り傾向として云々される内容とは言えないし、特に根拠はないのではないかと。このパトロールをやったことに対しての結果ですというのは、新聞以外のものもいっぱい増えていますので、雑誌などもですね、そういったことがあると思います。</p> <p>それから3ページ目の価格、これを古紙再生利用センターでしょうか、財団法人、外郭団体だと思いますけれども、そちらが出している昨年4月から今年3月というので見ますと、新聞紙の買い取り価格というのは、古新聞を買い取る問屋さんの店頭渡し、要するに直納業者、製紙会社に対して売る立場にある商社ですよ。商社に対して売っている店頭渡し価格がキロ大体15円から13円ぐらいで</p>
----------------------	---

<p>会 長 清掃管理課長</p>	<p>す。それに対して、この価格は、そこの仕入れとして今言っている紙の卸の会社に区が売られているのか。あるいは、ほかの資料を見ますと、これは業務委託として多分区は出されていますよね。収集自体をですね、例えば区の回収で、今お話ししているものについては、収集を業務委託する。そして、売り払いの額というのは、どういうカウント、計算になっているのか。約半分ですよね、50%の利益を業者さんが取っているのか。そのあたりのご質問をしたいと思います。</p> <p>お願いします。</p> <p>最初に1ページ目ですね、告発された4名の方の年齢が60代に集中されているので、なぜかというご質問ですけれども、これ、ここに掲載されている4名、たまたま60代の方ですけれども、昨年の条例施行から14名の方が告発となっておりますが、その全体を見ますと、必ずしも60代というわけではなくて、昭和40年代生まれの者もおりますし、30年代生まれの者もおりますし、言ってみれば幅広い年代の方が告発されていると思っています。</p> <p>あとは、個人でやっているのか、会社で雇われてやっているのかなんですけれども、これは全部が全部どうかはわかりませんが、大方聞いているところによりますと、製紙を扱っている会社から車を借りて、そして自分でそういった行為をしているという例が多いですね。それで、また、その会社の寮に入られているといったような例もあります。ですから、外観上は個人でやっているような雰囲気では見受けられます。</p> <p>あと、2ページ目、回収量ですね。回収量が5%全体として紙関係増えているのですが、これは17年度から5年間の推移で、浮き沈みはあるわけですが、21年度でいえば20年度に比べて5%増えています。その5%がどうなのかというところだと思うのですが、23区を見ますと前年より減っているんですね、21年度は。そういうことを考えると、そういった全体的に減っている中で杉並区は5%増やしているといったところでは、こういったパトロールの強化も出ているのではないかと区では認識しております。</p> <p>あとは3ページ目ですか、価格の面で、区のほうの売り払い収入の7円ですね、この21、22年度の3月でキロ7円で収入があったと。そして、問屋では15円から13円あたりで扱っているんで、その差についてはいかがかといったような質問ですけれども、区としては、収集運搬業務を委託して、その委託された業者が別のところへ売るわけです。そのとき、売るときにはやっぱりもうけがないといけませんので、上乘せになっていくと思います。ですから委員がおっしゃった15</p>
-----------------------	---

<p>P 委 員 清掃管理課長</p>	<p>円というのは、問屋にマージンが入るといふか。 マージンが半分ですね。 そうですね。それで区のほうが7円ですから、その差額という形にはなってくるとおもいます。</p>
<p>P 委 員 清掃管理課長</p>	<p>問屋は何をやっているのかを考えると、マージンが半分というのは高過ぎるのではないかというときに、契約で業務委託されている業務は、収集をされているわけですよね。問屋さんまで運ばれている。運んであげて、受け取りましたというときに、次の総合商社に卸すので、半分の利益を得ているのですかという単純な質問ですが。</p>
<p>清掃管理課長</p>	<p>マージンとしては一応7円ということになっておりますので、大体半分。</p>
<p>P 委 員</p>	<p>その認識でいらっしゃるわけですね。</p>
<p>清掃管理課長</p>	<p>そうですね、はい。</p>
<p>P 委 員</p>	<p>わかりました。 それと、今のご回答に対して、同じセンターが出している資料を見ていただくと、古紙回収率、昨年のもので、約80%です、全国で、あらゆる紙で。紙の中の新聞紙が四、五割だというのは杉並と変わりません。ですから、なべて1年を見ると平均とれていると思います。回収率がほかでは下がっているというのは根拠をいただかない限りわかりません。</p>
<p>会 長</p>	<p>何かありましたら、どうぞ。</p>
<p>清掃管理課長</p>	<p>全国的にというか、23区を見た中では、先ほど言ったような全体的に下がっている中で、杉並区はちょっと上がっているといったようなことを言っております。</p>
<p>P 委 員</p>	<p>余り定性的な話よりは量的な話でお願いしたいんですけども、傾向というのをそちらでかいつままれなくて実際の数字を見せていただければという趣旨です。</p>
<p>清掃管理課長</p>	<p>ほかの区のこと。</p>
<p>P 委 員</p>	<p>それも全区ですね。あるいは、世田谷がこういう条例でまたやっていますよね、世田谷、やったら増えたのか減ったのか、会長、何か情報ありますか。</p>
<p>会 長</p>	<p>その数値はわかりません。</p>
<p>清掃管理課長</p>	<p>今数字をお見せすることはできないのですが、私どもが調べたところでは、23区全体で2%ほど落ち込んでいるというのが出ています。それで私どものほうは、ここに見るように4%近く古紙については増えてきているといったような状</p>

P 委員	<p>況があるということでございます。</p> <p>今、会長に質問したのと同じですけれども、同じように条例を制定した区でも減っていますか、世田谷とか。</p>
清掃管理課長	すみません、今、手元に資料がございません。
P 委員	調べてください。
会 長	それではまた、よろしいですか。ほかの方。O委員、先に。
O 委員	<p>刑事告発の件数ですが、1件の刑事告発するに至る要件というのをもう一度ご説明いただけたらと思うのですが、10回で告発だとか1回で告発だとかということになっているので、その辺の意味合いを。</p>
清掃管理課長	<p>この1ページ目にはちょっと記載がないですが、まず1回目は警告書というものを切ります。それが次にやると禁止命令になって、告発の対象になってきますよといったような注意をします。そして、その後また同じ業者が同じことをやって見つかり、条例では禁止命令ということになりますので、禁止命令が1回という形になります。</p> <p>ただ、禁止命令を1回切って、またやったら次は告発となるのですが、実際に告発するには、いろんな準備とか手続が必要でして、現在では警察の方がパトロール車に同乗して、その現場を現認し、調書をとるなりして、起訴になっていくという流れがありまして、そういうことをやる以上、特別に取り締まりの日を設けてやらないと、毎日毎日警察の方にご同乗願ってやるというのはちょっと難しい面がございますので、私ども特別の取り締まりの日を設定いたしまして、そのときに該当の候補者がいましたら告発という流れになっているということで、1ページ目をご覧になってわかりますように、1回で告発されている人もいれば、13回目に捕まったという人もいるといったような結果になってございます。</p>
O 委員	<p>そうしますと、あくまでもこれは1回告発を受けるに至るバックデータとして、1番の人は10回禁止命令を受けた。3番の人は1回だけの禁止命令を受けたというようなことと理解すればいいのですか。</p>
清掃管理課長	そのとおりでございます。
O 委員	随分差がありますね。
会 長	V委員。
V 委員	<p>2ページの古紙回収量推移で、集団回収を除いた数値とありまして、私どもの住んでいるところは町内会で集団回収としてやっていますので、そういうのが集団回収と言っているのかどうかですね。もしそうだとすれば、その集団回収とい</p>

	<p>うのは結構な量になっているのではないかと思います、その量の把握はどうなっていますでしょうか。</p>
<p>清掃管理課長</p>	<p>この 印ですよね。「集団回収を除いた」という、その集団回収は、いわゆるうちのほうで進めております集団回収事業のことです。地域で団体をつくっていただいたり、町会単位でやったりとか、あるいは小規模でも今2世帯からできますので、そういった団体をつくって集団回収事業をしているといった団体のことです。</p>
<p>V 委 員</p>	<p>その回収量ですけども、21年度でいいますと6400トンくらいですね。それは傾向として増えているということはないのですか。これは全体として、そこもカウントしないと。</p>
<p>杉並清掃事務所長</p>	<p>集団回収の古紙につきましては、20年度に比べまして約100トン余減少してございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>そのほかご質問の方いらっしゃいませんか。 では、F委員、お願いします。</p>
<p>F 委 員</p>	<p>先ほどの告発の内容ですけども、やっぱり禁止命令1回、10回で随分差があるのではないかと先ほどもお話があったんですが、要は告発の根拠というのを、どういうふうなご認識なのかちょっとお伺いできればと思います。 例えば一定のルールを設けて、それ以上のものであればだめですよというふうなものにするのか、それとも一罰百戒の意味があってやられているのか。先ほどのご説明をちょっとメモしていたのですが、要は条例違反のもので悪質なものはやりますよというふうなお話があったんですけども、それだけではちょっとわかりかねるので、もうちょっといろいろとご説明いただかないと、この条例の賛否はともかくとして、ちゃんと根拠がないと、やっぱり納得というのはなかなか難しいかと思しますので、ご説明のほうをお願いします。</p>
<p>清掃管理課長</p>	<p>先ほどご説明したように、まず行政指導という形で警告書を出すと。その後は、警告は1回だけですので、それを守らなければ禁止命令となって、やってしまったら禁止命令1回という形になります。 それで、禁止命令をやった後に、次にやったら、もう告発だよという形ではありますけれども、先ほどもご答弁いたしました、毎回毎回はちょっと準備が整いませんし、警察の連携協力等も必要でございます。そういったことを考えると、特別な取り締まりの日を設けてやるしかございませんので、そういうときに捕まった中で告発をしていくという流れになってございます。</p>

<p>○ 委 員</p> <p>会 長</p> <p>杉並清掃事務所長</p>	<p>その基準は見直す必要がありますね。禁止命令を1回で刑事告発になるのと13回やって刑事告発になるのとでは明らかに有意差があり過ぎますよ。いろんな事情があるというのには理解できます。その事情があるがゆえに、これだけの有意差が出るということは見直しをする必要があるのではないかなと思います。</p> <p>いろいろご意見あると思いますので、後ほどまたしていただければと思います。</p> <p>では、次、お願いいたします。</p> <p>私からは、平成21年度ごみ量及び資源回収量につきましてご報告をさせていただきたいと思います。</p> <p>1点目は、ごみ収集量でございます。</p> <p>杉並区におけるごみ収集量でございますけれども、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、これを総称して、ごみという形になるわけですがけれども、21年度につきましては10万9,000トン余、20年度と比較しますと1,700トン余減量してございます。これにつきましては1.6%の減量でございます。可燃ごみ、不燃ごみでは1.8%の減量という形になってございます。可燃ごみ、不燃ごみにつきましては、平成20年4月に大きなごみ資源の分別変更を行いまして、一部未徹底であったごみ資源の分別が適正に行われた結果がこの数値にあらわれてきているものと認識してございます。</p> <p>2点目でございますが、23区全体のごみ量でございます。</p> <p>21年度のごみ量につきましては、約295万トン、20年度と比較いたしますと約11万トンの減量で、全体でいきますと3.6%の減量ということで、特に不燃ごみの減量率が約52%ということになってございます。この不燃ごみにつきましては、23区のサーマルリサイクルの導入時期を20年度中に行うということを経長会で確認してございます。実施時期につきましては各区の判断ということになってございまして、20年10月以降に実施した区が12区に上りまして、その影響が今回の数値の結果になってきていると考えてございます。</p> <p>裏面に移ります。</p> <p>裏面をご覧くださいませればと思いますが、2が、し尿の収集量でございます。</p> <p>21年4月時点の対象戸数につきましては、20年度と同様の54戸ということになってございます。収集量につきましては、20年度と比較しますと20キロリットルの減量で101キロリットルという形になってございますが、実は対象戸数が22年3月時点では49戸ということで5戸ほど減量になってございまして、これが収集</p>
---	---

	<p>量の減量につながったものと考えてございます。</p> <p>それから4点目でございます。資源回収量でございます。</p> <p>まず、行政回収につきましてでございますが、全体で3万3,000トン余で、20年度と比較しますと約800トン、2%の増加という形になってございます。先ほども議論が出てきたところでございますが、増となった主な理由としましては、古紙の回収量が5%伸びていると。これは、区民の皆様の分別の徹底とそれから資源持ち去りパトロール等の成果がこの数字にあらわれてきているものと考えてございます。また、缶やペットボトルの回収量の増につきましても、同様に分別の徹底の成果があらわれてきているものと考えてございます。また、プラスチックにつきましては、実は減量になってございまして、プラスチックにつきましては、まだまだ分別の不徹底がございまして、可燃ごみで排出されているという事例も見受けられますので、今後こういった分別の徹底等につきましても、さらなる区民の皆様への周知等を図ってまいりたいと考えてございます。</p>
会 長	<p>それでは、ここについてご質問、どうぞお願いします。</p>
N 委 員	<p>すみません、ごみの減量というのは、いろんな目的があってやっていると思うんですけども、その一つとして、東京都の埋立地がもうないということもあるのかと思うのですが、この21年度現在の量でいくと東京都の埋立地があと何年くらいもつかということがわかりでしたら教えてください。</p>
杉並清掃事務所長	<p>20年度にサーマルリサイクルを導入する以前につきましては、今後約30年で満杯になるということでしたが、このサーマルリサイクルを実施して以降につきましても、約50年もつということが東京都からの報告で出てございます。</p>
N 委 員	<p>ありがとうございます。</p>
会 長	<p>そのほかございますでしょうか。どうぞ。</p>
P 委 員	<p>私は何度もごみの件、特に回収、資源収集のことはお聞きしていますが、今日はほかに委員で新しく入られた方にもご理解いただくためにあえてご質問すると、現在の集団回収の場合は、古紙1キロに対して、やはり5円か6円報奨金というのを出されていますでしょうか。</p> <p>それから、さっきのお話ですと、古紙の行政回収、要するに紙を集める行政の回収の日には出す人が増えたというか、出す量が増えた、結果的にですね。ただし、集団回収から出る古紙は減った。それであれば、減り方とすれば一昨年ぐらいに戻っているということなんですけれども、集団回収をやっている集団が減ってしまったのか、あるいは単量というんですかね、単位当たり量が減ったのか、</p>

<p>清掃管理課長</p>	<p>考えたいと思うんですね。区側が増えたのに集団回収側が減っていて、集団回収の件数がさほど増えも減ってもいないということだと、先ほどの資源持ち去り対策をやったがゆえに集団回収のほうのものが取られているのではないかと。</p> <p>お話の中でご理解になっていない方もいると思うのですが、集団回収は先ほどの資源持ち去り対策の条例の対象外ですので、一切守られない、持ち去りに対して。今進めようとしている集団回収に対して、そういう条例なので、特に私、この間的时候は反対したわけですけれども、そういった分析をされているのかという基本的なお話なのですが。</p> <p>集団回収の団体数のお尋ねですけれども、20年度が355、21年度が380ということで、団体数については増えてございます。</p>
<p>P 委員 清掃管理課長</p>	<p>最悪のシナリオですね。</p> <p>それで、重量のほうは少し減っているというのがどうかということだと思うのですが、これはいろんな状況があらうかと思うのですが、まず新聞自体をとっている人も少なくなっているところも……。</p>
<p>P 委員</p>	<p>そういう根拠がないお話はやめていただきたいです。数字をお話するのであれば、根拠を出してほしいです。</p> <p>先ほどからずっと同じ資料を見て言っているのですが、古紙の回収率は新聞も上がっているのです。回収率は上がって、昨年に関しては絶対値が下がっている。掛け算してみないと何も言えない。杉並区の新聞はどれくらい流通しているのかを対象に考えなかったら言えないのです。</p> <p>今回完全に抜け落ちているのは、私の家がやっているような回収ですよ。要するに朝日新聞のアンカーがやっている回収を受けている人間は私の計算では2割ぐらいいると思います、区民の。袋までくれて、集団回収の人、大体合わせてきますから、ぶつかるんですけれども、私のところでは水曜日に出しておいてくださいと。個別のマンションで高齢の方なんかはその階まで行きますというようなサービスをされているわけです、無料で。何でそれを使わないのがいいことなのか、私は全くわからないわけですね、前からお話ししているように。であれば、そこで回収されている率ももちろんあるはずですが、新聞紙の回収率という中には、それをいつも考えないといけないうちです。それを利用できないかというふうになぜ考えられないのかが全く理解できないですよ。今やっていることの何割かは必ず減らせるのではないかと、区の回収が。</p> <p>集団に持っていくというのは、意義は別として、手法としては、経済性として</p>

	<p>は正しいと思いますけれども、それでも報奨金をキロ5円も6円も出しているのだったら、私は税金を払っています、区税を。だけでも何ももらっていません、この紙については、ただし、朝日新聞が負担してやってくれている。朝日新聞というよりは、アンカーが契約している業者なり、アンカーそのものがやっているというケース、いろいろあると思いますけれども、それを計算しますと、読売も合わせると月間で6万トンぐらい東京でやっているんですよ。杉並の人口を考えると、その何分の1でしょうね、二、三十分の1は絶対にやっていますね。そうすると、この回収率の考え方自体が全く変わってくる。</p> <p>新聞は増えているのが減っているのかというのを新聞社とまず話されているのか。事情をとっているのかということ。それから、朝日や読売となぜ組まれないのか。後で事業のあらましで出ますけれども、有料で21億かけて資源回収をやっているのに、なぜそのうちの3分の1が減らせるのに減らしていないのかが全くわからない。それに対して、条例を設けて持ち去りの人を、それも60代の寮に住んでやらされているというのは明らかですよ。客観的な状況、寮にも住んで縛られて、ほかに仕事がなくやっけて、やらされているわけでしょう。そういう人から何十万か取るのが、どんな意味があるのですか。見せしめ以外何でもないのではないですか、その周辺に対して。そして、さらに集団回収は守らない。全く意味がないです。</p> <p>まず、新聞社とそういうデータのやりとりをされているのか。情報を収集しようとしているか。朝日や読売、アンカーが何件あるかわかっているか。アンカーサービスなり集配所が何件あって、そこが何トン月にやっているか。何でそれが出てこないのですか。区民はそうやって、やっていますよ。</p>
<p>会 長</p>	<p>今のP委員のお話、やはり大事だと思います、多分、今日は長くは議論できないと思いますので、私が今お聞きした話で言えば、まず、一番最初に持っているのは区民であり、区民から流れるルートとしてはいろいろある。それぞれに行政がお金を負担している。いろんな形でやっているけれども、どうもその辺が明確になることと、その方法がいいのかどうかをもう少しこの場で議論したいというのがP委員のお話だとしてよろしいですか。</p>
<p>P 委 員 会 長</p>	<p>いつの場でも申し上げていますが、議論になっていない。</p> <p>ということなので、今日の趣旨に沿って、区民側から出るものが一体どういうルートにどういう形で流れているのか。そこに対して、今までのような方がどうかかわっているのかというあたりが少しわかるような形で、次回あたりご説明い</p>

<p>P 委 員 会 長</p> <p>みどり公園課長</p>	<p>ただくということでしょうか。多分、P委員のようになりおわかりになっている方とほかの方が、同じ議論の場にのるには、P委員がおっしゃったようにもう少し資料が出てこないと思いますので、次回までによろしく願いしたい。</p> <p>P委員、それでよろしいですか。</p> <p>はい、結構です。</p> <p>それでは、一定規模以上の開発行為、2件ございますけれども、これについてご報告いただければと思います。</p> <p>私からは2件、1件目が区立井草中学校の緑化についてでございます。資料をご覧ください。</p> <p>所在地は上井草3丁目20番11号で、記載のとおり、敷地面積は1万4,000平米余、建築面積が5,000平米余でございます。</p> <p>接道部緑化延長、緑地面積のそれぞれ基準は記載のとおりでございまして、計画されている接道部緑化が26.45メートル不足している部分につきましては、緑地面積に代替をして確保しているという計画でございます。</p> <p>その下に、既存緑地及び既存樹木本数を記載してございます。既存緑地が1,560.17平米、高木88本、中木106本、低木が2本あるという形で、新規植栽につきましては、高中木それぞれ不足分がございます。それにつきましては、それぞれ低木を382本あわせて植えることに、それ以上植えることによって基準本数を満たしているという計画でございます。</p> <p>お開きいただきまして、コンセプトと案内図をおつけしてございます。</p> <p>当該地、場所が西武新宿線上井草駅の南約200メートルの位置に位置してございます。</p> <p>3ページ目が既存樹木の配置平面図でございます。</p> <p>その次の4ページ目につきましては、緑化計画図をおつけしてございます。グリーンに塗られている部分が新たに新植する部分でございます。屋上緑化、校庭緑化、壁面緑化等を取り入れて、区のエコスクール化の新設工事としての緑や環境に配慮した計画となっております。</p> <p>続きまして、明治大学和泉キャンパスの資料をご覧ください。</p> <p>所在地は永福1丁目9番でございます。記載のとおり、敷地面積が約5万3,000平米余でございます。既存建物を含めて敷地内に建てられている建物の建築面積の合計が1万8,000平米余でございます。今回、明治大学内の図書館等の</p>
-------------------------------------	--

	<p>増改築に基づきまして計画書が出されてございます。</p> <p>接道部緑化延長の基準と緑地面積の基準は記載のとおりでございます。計画に当たって、接道部緑化延長については65.98メートル不足する部分がございますが、それにつきましても全体の緑地面積の中に代替することによって必要数を計画してございます。</p> <p>既存緑地及び既存樹木の既存緑地面積が全体で1万2,154.73平米ということで、基準を十分満足した計画になってございます。</p> <p>お開きいただきまして、コンセプトと案内図がございまして。</p> <p>場所は世田谷区になりますが、京王線の明大前駅の北約200メートルほどの位置に位置してございます。</p> <p>続きまして、現況図と計画図をおつけしてございます。</p> <p>計画図の右側の下の部分、図書館棟がございまして、この周辺を図書館の建てかえに伴い改築することにあわせて出された緑化計画でございまして。</p>
<p>会 長</p>	<p>いつもに比べると随分難しいというか、全体像がなかなか見えづらい案件だと思うのですが、皆さん、ご理解できたでしょうか。</p> <p>1件目でいうと、このA3のもので1枚目が既存と、その中で移植、存置、伐採という区分の図になるのですが、多分、これを見てもなかなかわからないですね。</p> <p>次の図が、それに対する計画図だと思うのですが、いつも思うのですけれども、審議するのは、この緑地面積に対して、一応基準に対して計画が満たしてまいりますと。これは当然、当たり前に出てくるものだと思うのです。あと、一般的には高中木が減って、それを低木で補う。将来はまた中木、高木になってより多くの緑地あるいは緑被率になるというように見ていけということだと思うんです。例えば、住んでいる方はこの最初の図と次の図を比較して、どうよくなったのかということをおわかりになるのでしょうか。</p> <p>今のところは、この図で見るしかしょうがないということでしょうか。</p>
<p>みどり公園課長</p>	<p>この2つで、これは改築前の既存樹、既存樹の平面図は改築前の平面図でございまして、大きくいつていただきますと図の左手、西側の部分と北側の部分の校舎部分を大きく改築することにあわせて、大きくは西側の部分の既存樹がどうしても影響部が多くて、移植、伐採等になります。ただ、東側と東側の部分の北側と南側、あるいは東側道路沿いの既存樹については、大半を残したような計画になって、新しい校舎にあわせて、従前校内に点在していた中木、高中木等につい</p>

	<p>ては、西側に新植する部分と屋上等あるいは敷地内の緑化を進めたというような計画になっているとご理解いただければと思います。</p>
<p>会 長</p>	<p>今のような説明をいただくと少しわかりやすくなるので、要は図でいえば右側のほうは余り壊していないといいますが、工事区域になっていない。西側のほうがかなり更新されて、この樹木がこの計画図のように大きくなっているということで、表のように変わっているということで見ればよろしいんですね。</p>
	<p>多分土地勘のある方がいらっしゃると思いますが、特にご質問等ございますでしょうか。</p>
<p>〇 委 員</p>	<p>はい、〇委員。 ポンチ絵なので、いずれにしても細かいところはわかり得ないわけですが、井草中学と明治大学の和泉キャンパスで選定している樹種ですが、この樹種というのは、明大のほうは何も書いてありませんけれども、何らかの適切性をチェックはされているのでしょうか。余り特段に変な樹種が選択されているとは理解しませんけれども、その辺のチェックというのはどのようにされたのかなというのを確認させていただきたいのですが。</p>
<p>みどり公園課長</p>	<p>緑化計画については、基本的に当然それぞれの計画を立てる事業者側のほうがコンセプトをそれぞれ記載してございます。 井草中学校のところには、実際にコンセプトということで既存樹を保存して緑豊かな環境を保持していくという中で、それぞれ屋上には菜園とかハーブガーデンであるとか、あるいはイロハモミジなど、学校に適したような樹木なり種類をそれなりに増やすというようなコンセプトで計画がされているというふうに理解してございます。 明治大学和泉キャンパスにつきましては、これ基本的には大半が既存樹で構成されている敷地でございます。今回、図書館の改築に当たって、その周辺の既存樹を整理している関係で、それにあわせて学校内の他の樹種と合わせた形で計画がされているものというふうに理解してございます。</p>
<p>〇 委 員</p>	<p>基本的には設計者が設計してきたものを承認されているということだと思っておりますけれども、だんだんと設計内容もよくなってきているという認識はあるのですが、その土地の特性に合った、学校に合ったという意味合いが、その地域の特性に合ったというところで、ぜひチェックをこれからもしていただけるようお願いしたいと思います。イロハモミジというのも実は地の植物では本当はないんですね。でも、今はイロハモミジというのはごく通常ですから、特段に問題に</p>

	<p>はならないと理解はしておりますが、ぜひこれからも、どういうチェックをされたのかというのを教えていただくと理解がしやすいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
<p>会 長 V 委 員</p>	<p>V委員、どうぞ。 接道部、緑化延長というので、これは明治大学のほうがわかりやすいと思うんですけども、これ緑化延長が短くなっていますが、図を見ますと図書館のあたり、これがずっとなくなったので短くなったと、そういう理解でよろしいですか。</p>
<p>みどり公園課長</p>	<p>そのとおりでございます。</p>
<p>V 委 員</p>	<p>それから、井草中学に関しまして、いろいろ緑のカーテンというのはやっていますけれども、井草中学の場合は旧校舎のちょうど南側に割合落葉の高木がそびえ立ってしまっていて、自然に物すごい緑のカーテンになっていたわけです。それが新しいほうでは残念ながらそういう形ではなくなっていて、特に西側のほうまでなくなってしまったと。やはり特に落葉高木の緑のカーテン効果というのを今後ぜひ考慮に入れて設計に織り込んでいただきたいと思います。</p>
<p>みどり公園課長</p>	<p>その旨については、そういったことでお話をさせていただくようにはしていきたいと思ひます。</p>
<p>会 長</p>	<p>それでは、また後ほどご議論があればお願ひしたいと思ひます。 以上で、今日の報告事項は終わらせていただきたいと思います。 このまま続けさせてください。あと議論する時間が最大40分くらいあるということで、この後の環境・緑化・ごみ処理政策に関する主な事業のあらましというA3でいただいている、今言った事業は全部この中にも入っています。多分これでご説明いただくのだと思うんですけども、よろしくお願ひいたします。</p>
<p>環境清掃部長</p>	<p>環境清掃部長です。 今、会長のほうからお話がありましたけれども、いわゆる環境、緑化、あるいはごみ処理政策、今現在、区が行っているこうした事業について、結論から申し上げますと、この審議会の委員の皆様から自由な意見、要望、あるいは批判、何でも結構ですが、そういったお話をぜひお伺ひしたいと思ひています。 といたしますのも、ご存じのように、区長が交代をして、新区長の選挙公約と言っていますと思ひますが、事業仕分けをしていくと。これまでの前区長によります10年間の総括をしていくと。そのために、いわゆる事業仕分け、国でやっている、ああいうどちらかという劇場型の事業仕分けでは必ずしもありませんけれ</p>

ども、これまで行ってきました区の行政評価、とりわけその中心をなしていたのが、これはもうすべて学識経験者ですが、外部評価委員会というのがございまして、ここで実は毎年、数事業、さまざまな形で、コスト、あるいはその事業効果を含めて、いろいろご議論いただきまして見直しを進めてきました。その外部評価委員会を利用して、あるいはその皆さんの知恵と力をおかりして、実は今回事業仕分けを行っていくという方向で、現在その詳細を詰めているところでございます。

この外部評価委員会は、今回政府が行って来ました、そこでもいろいろインタビューなんかを受けた委員さんも複数いらっしゃいますけれども、かなり著名な方に入らせていただいておりますが、そこで区のほうである程度事業を絞り込んだものをすべてというわけにはいきませんので、今現在500事業だったでしょうか、区全体のデータとしますとその程度あるわけですが、その中からある程度絞ったものをですね、今年だけではありませんが、時間の制約もありますので、一定数の事業をそこでやっていくと、こういう予定を組んでいます。それが大体11月に入ってからということで、その中のものについては平成23年度の当初予算に反映をさせていくと、そういうことでこれから取り組んでいく予定でございます。

つきましては、それに先立って、実際にどの事業を仕分けしていくか。この環境政策の中で、この事業というものが現時点では特定されてはおりません。したがって、1つ入ってくるかどうか、あるいは清掃のほうから1つ入るかどうかと、そういう状況だとは思いますが、それに先立って、せっかくの機会ですし、新しい委員さんも多くいらっしゃることもありますので、ふだん、日ごろから役所のやることというものにどうも疑問を感じている。あるいは、なぜこういうふうにはできないのかと。先ほどのP委員のご指摘も実はそうですけれども、そういった問題について、ひとつご意見をお聞かせいただければと思います。

お手元の資料は、そうした思いを少し確認をしていただくために、簡単なものを、それもなるべく一覧性のものとしてまとめさせていただきました。本当の事業評価あるいは仕分けをするときは、各事業個別にシートをつくって全部やっていきます。コストはもちろん、あるいは単位コスト当たりの成果、効果というもの、あるいは影響、あるいは執行体制での人件費を含めてですが、あるいは、議会あるいは国の動向ですとか、そういったものをもろもろ加味しながら、本当にコストをかけてやるだけの価値、意義があるのかどうかという観点からやっていくわけですが、今日はそういう意味では極めて雑駁ではありますが、逆に

それぞれ環境政策、あるいは緑、緑化対策、あるいはごみ処理政策、清掃事業、こういったもののポイントを可能な限り一覧性のものとしてまとめさせていただきました。

お手元の資料をかいつまんで一つ、二つお話し申し上げますと、まず環境政策については、主な特徴としておりますけれども、特に杉並は住宅都市ということもありますし、また事業系のエリアでも必ずしもありませんので、どうしても住宅都市というものに着目した身近な環境への取り組みというものが環境政策の中心になってまいります。レジ袋は条例を全国で初めて制定をしたという経過もあって、ある面、環境政策の代表格、象徴的な取り組みということができようかなと思います。

その一番上に書いてありますように、例えば歩行喫煙対策から一番下のいわゆる環境意識の問題まで、便宜的に6区分に分けてあります。先ほどでも若干の質疑がありましたけれども、喫煙の過料の問題、このぐらいのコストをかけて、こういう体制で、こういう効果、成果というものが一応言えると。さっきの資源の問題もそうですが、まだ抜き取りの問題ですね、始めて時間がたたない中で余り断定的な評価をすべきではないというふうに私は思っています。

特に先ほど出ました資源の問題などは、とりわけ実は資源回収というのは微妙な問題がありまして、行政回収、行政がすべからく関与すべきなのかどうなのかというものはもともとあるわけですね。先ほどP委員がおっしゃったように新聞社、販売店中心に袋を配って、実際に個別の収集というものを適宜臨時にやっています。それ以外にも、いわゆる廃品回収と称して、個別の業者さんが出入りをして、事前にチラシをまいてやっているところも複数あります。あるいはホームレスの人を使って、ここに持ってくれば少し日銭ぐらいは稼げますよというようなことをやっている実態も地域の中ではあります。

それと我々が応援している集団回収、そして行政回収というのがあるわけですが、これはそれぞれやっぱり分担をしてやっていくべき問題であろうと。行政がすべからくデータを含めて完全に把握をしながら、この資源回収というものを一手に引き受けていくという前提であれば別ですけれども、必ずしもそういう考え方を今とっておりません。かといって、すべて民間任せということになれば、当然単価の乱高下というのが出て、これまでもきていますし、これからはどうなっていくかわからない。とりわけ海外の持ち出しというものの需要の動向によってはだぶつくということは、だれもとりにこないということもあり得るわけで、そ

ういものをきちんと担保していくためにも最低限行政回収をすべきだというのが私の考えです。

やる以上は、きちっとそれを信頼して出してくれている方々の信頼と利益を裏切らないという意味で、地域での抜き取り、無断での持ち去りといったものについては毅然とした態度で臨むというのが、条例の改正の趣旨だということを、ちょっと余談ですけども、そういうこともありました。いずれにしても、先ほどの質問のような、あるいは意見のような、あるいはご指摘のようなことは、一方ではそのとおりだと私も思っています。

それから緑化の問題なんですけれども、緑化の問題につきましては、これは21年度の決算額、ちょうど2枚目のところの一番下、全部で4区分に分けてありますけれども、たまたまこれは公園の用地取得の経費もありますので、これは非常に上がり下がりというのは大きい問題です。それを除くと大体七、八千万円ぐらい、要するに1億そこそこぐらいですね。それで公園の整備というものが入れば一挙に億単位にぼんとおぼるといふふうに非常に伸縮性の高い内容です。

とりわけ、緑被率の目標というのを持っていますけれども、現在はいわゆる公共用地、公有地ですね、こういったところの緑化は当然なんです、問題は私有地をどうして確保していくのか。それでなくても50ヘクタールぐらいしかない生産緑地化の状況をこのまま手をこまねいて本当にいいのかどうなのか。かといって、具体的には税をもってそれを確保していくだけの必然性とそれだけのゆとり、余裕というものが本当にあるのかないのかということを考えていくと、非常に難しい問題です。ただ、住宅都市である以上、緑化というものは当然のことながら最優先課題だという認識を持っています。

最後の3ページ目のごみ処理の問題なんです、これについては何といたってもコストが圧倒的に、私どもが持っている環境清掃部の予算82億のうち81億が、このごみ処理、要するに清掃事業ですね。そこにも書いておきましたけれども、要するに80億かけて収入はせいぜい5億、6億程度ということです。この象徴が実は資源回収なんです。ですから、資源回収は、やればやるほどコストがかかる。赤字になるということです。それでも、やらざるを得ない、やるべきだということで、今、区が取り組んではいますけれども、問題、課題というものは、実は表裏一体として依然としてある。あるいは、それが大きくなりつつあるということが私の認識です。

とりわけ、このごみ処理問題については、平成12年、ちょうど2000年に東京都

<p>会 長</p>	<p>から移管をされた事業ですが、そのときの全体のスキーム、枠組みというものは、23区の共同処理というものを土台にしながら、各区のほうで収集運搬についてのごく限られた範囲内で、その裁量が認められているということになっていきますので、なかなかこれも非常に潜在的な問題を抱えているというふうに考えています。</p> <p>そのとりわけコストの中身というのは、非常に管理可能なコストというものが限られている。それが、この主な特徴のところの3番に書いておきましたけれども、雇い上げ、雇上経費と書いてありますが、単純に言えば請負ですね、民間の事業者さんに収集運搬を委託していますが、これの経費、それから区の清掃作業員の人件費。それから、清掃一部事務組合と書いてありますが、これはなかなかわかりにくいんですが、23区で共同処理をしていくために立ち上げた、いわゆる組合ですね。ここが23区のためにやると。したがって、その分担金として各区から経費を徴収してくるということになっています。これが大体、雇上経費、人件費、一部事務組合の分担金、26億前後で大体3分の1ぐらいです。それぞれみんな3割・3割・3割です。残りの1割ちょっとが、それ以外の施設の管理費とかに入ってくるわけですね。そういうことで、この清掃事業については構造的な問題を抱えているというようなことが一つの特徴として挙げられるだろうと思います。</p> <p>極めて雑駁ですけども、お手元の資料、これはあくまでも先ほど申し上げましたように皆様のご意見、思いというものの参考にこの場ではしていただければと思います。いずれにしても、なるべく多くの意見、要望、指摘、批判を含めて、何でも結構ですので、自由に思いを聞かせていただければと思います。</p> <p>簡単ですが、私のほうからの説明は以上で終わります。</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>今日は一応最大4時までということですので、10分程度は日程調整などで余裕を残したいということですので、あと25分程度ですので、できるだけお一人1問ぐらいは特にお思いになることはお話しいただきたいと思います。</p> <p>それと、あとC委員が先にご退出ということなので、何かコメント等あれば、よろしいですか。</p> <p>それでは、1、2、3ということで、1については大分今日お聞きしましたので、優先度として、2の緑化と3の清掃について、ご意見、ご質問等があればお願いしたいと思います。O委員、どうぞ。</p>
------------	--

<p>O 委員</p>	<p>ごみの件でございます。</p> <p>私は、ごみの収集に関して、戸別収集有料化というのをずっとこの審議会でも発言しているのですが、一昨年はたしか基本計画を草案の段階ではそういう文言もテーマもあったかとちらりと思い出しているのですが、昨年度はなくなっていました。</p> <p>私が一番言いたいのは、もう一度、ごみの件に関して抜本的に見直すための一つの方策として、戸別収集有料化というのを改めてテーブルにのせるというのはいい方法ではないかなと。このように思ひまして、それが1点です。</p> <p>それに伴って、カラス対策のコストも戸別に対応ができるという内容が随分増えてきますし、その他いろいろ出てくると思うんですね。という面からも有効な方法ではないかなと思います。</p> <p>それで現在、都内でも、都下でも、他の自治体でも、有料化、戸別収集というのに取り組んでいるという実績もそれなりに出ておりますから、そういう意味合いからも改めてテーブルにのせて検討をいただくというのはいい方法ではないかなと思っております。</p>
<p>会長</p>	<p>どなたでもお願いします。F委員。</p>
<p>F 委員</p>	<p>こっち側の3ページにあるカラスの対策、今ちょっとお話が出たのですが、ちょっとこれ調べてみまして、これは今、個人的な印象としてもカラスの数がかなり減っているなと思って、でも、やりますよという話がありますと。</p> <p>ただ、データを見ると、これ当初、平成13年度に3万6,400羽いたんですけども、今は21年度、1万9,000羽、半分ぐらいに減りました。東京都庁に寄せられた相談件数がピークの15%の水準に減少しましたがけれども、13年度で3,800弱、3,754件から、21年度で548件に減りましたと。一応確かに自分の体感とデータを見ても減っているんで、見直したほうがいいとは思いますが、東京都とか区で雇用期間がありますと。こういったものはやっぱりもうちょっと見直していく余地はあるんじゃないかと。</p> <p>例えば、ほかの22区がやって杉並区だけやめましますよとなると、こっちだけカラスが増えてよくないよというのがあるんですけども、やっぱりもうちょっと全体のバランスを見て、減らせるところは減らしていくとか、そういう余地はあるかなと認識として持っております。</p>
<p>会長</p>	<p>どなたか。はい、どうぞ、R委員。</p>
<p>R 委員</p>	<p>先日送られてきました会議録に、会長が「それぞれ日ごろお感じになっている</p>

	<p>ようなことをぜひここで出して」とありました。私、若干の保護樹林を持っておりまして、みどり公園課長から、キノミチという冊子が送られてきております。この中に、柏の宮公園のすぐ近くの三井の森公園がでています。私も生まれてこの方、あそこは勉強部屋みたいに入り浸って、登らない木は一本もなかったくらいでして、高井戸中学出身だったこともあり、この委員になって改めて暑い夏、数回訪問して、いろいろ書かれている文章も書き取ってきました。</p> <p>ここの公園を残していただいたのは、建築課の指導のたまものということで、地域住民はすごく喜んでます。これがつくられたのが平成21年となっておりますので、それ以前は高井戸中学校の隣に公園予定地ということになっておりました。野鳥はたくさんいる、今、昆虫もものすごくたくさんいる。これをより多くの方にあそこに親しんでもらい、森林浴含めて、ウォーキングをしてもいいし、柏の宮と公園を行ったり来たりすることに大変役立つと思うのです。素朴な質問ですが、あそこのお披露目というのがなかったような気がするのですが、なぜでしょうか。</p>
みどり公園課長	<p>みどり公園課長です。三井の森公園ということで、この4月1日から開園をさせていただいた三井の開発に伴って寄附をいただいた公園でございます。全体で1万7,000ヘクタール、全体の8万3,000平米の中で、通常の開発に当たっての寄附というのは全体の敷地の3%というのが都市計画法で決められている範囲ですから、それ以上のものを今回の三井高井戸計画の計画の中で、杉並区にとっても貴重な緑でもあるし、地域にとっても大切な緑ということで、三井が全体のグラウンド開発をする中で、それだけの規模のものを提供いただいた公園でございます。</p>
	<p>一般的に区が整備する公園については、区として開園式をやる場合が、柏の宮のときもやらせていただきましたが、今回の場合についても三井さんが土地の提供と施設整備をすべてやって、三井さんと話をし、これだけのものをいただく中で、そういったセレモニーみたいなものをしていったらどうかというようなことも三井側とは折衝はしたのですが、現在この開発については裁判が係争中でありまして、そういったことも含めて、三井さんの同意をいただいてあそこで開園のお披露目をするということはなかったというのが事実でございます。</p>
会長 K委員	<p>お待たせしました、K委員。 本日の具体的なテーマには入っておりませんが、ごみにしろ、環境づくりにしろ、緑化にしろ、大変な大きな問題を考える会でございますね。そこで、ひとつ</p>

<p>みどり公園課長</p> <p>K 委 員</p>	<p>お願いがあります。この(2)緑化政策というところで公園づくりという欄がありますね。地域公園の整備で(仮称)桃井中央公園というのがございます。これは地元の地域メンバーでは俗に桃井原っぱと言っている、これがそうですよね。</p> <p>実は、この桃井原っぱ公園ですね、戦時中の中島飛行機から日産自動車、それから今、一部団地が入っていますし、あの大きな大きな一角が、杉並区が入手できるまでの情報というか、うわさというか、きちんとしたことは一つもわかりませんが、いっぱい流れております。いわゆる土地の改良、検査ですね、昔の軍需工場でありましたから、すべて土地の検査、改良工事はしたよということも大体わかる気がしますね。</p> <p>その後、安心できる防災公園ができたのかなということで一安心しておりましたが、この二、三年、工事が着工したと。お役所さんと地元の意見交換会もあったことも聞いております。何かこれには都市公園法という欄がございますけれども、何かこういった詳細というか、この公園に関する内容、工事というものの所管はどこなのか。あるいは、これをまた説明してもらえる機会があるのでしょうか。</p> <p>国交省が担当したということで、表示板がされておりまして、今後どういう形であの公園が利用されるのか。防災で逃げ場はどうなるのか。広い公園で、例えばいろんなイベントが地域としてもできるのか、あるいはできないのか。例えば、たこ揚げはできるのか、相撲大会はできるのか。結構いろいろ意欲があるわけですが。地域としては、皆様のご利用価値を考えますと、この公園についての具体的な内容、まだ一回も地域におりましてこういう公開の話はございませんので、ここの会が所管するのか、いかがなものございましょうか。よろしくお願ひします。</p> <p>言われている日産の跡地については、平成11年から都市整備公団と現在のUR都市機構と区が協働でまちづくりを進めてきたという経過があります。その時々で広報等でお知らせもしてきていますし、公園整備については、昨年、工事に着工前に地元説明会もさせていただいています。詳しい内容については個別に、環境審というか、どちらかという都市計画審議会向けの話であったりしますので、そちらのほうを含めて後で説明させていただければと思います。</p> <p>中央に大きな格好いい池をつくるという話がありまして、地元でも、還流しない水である限り夏はボウフラの養成所になってしまうのですね。それはもうおいはするし、蚊は発生するし、いろんな問題があります。どうやら池はなさそう</p>
-----------------------------	--

	<p>なので一安心しているところなんです、いずれにしても、この形というものの説明は何らかの形で、区の広報には少し載ったことがありますし、地域の、つくるとい、その前の説明会も2度あったでしょうか。そんなところです。</p> <p>ただ、状況というか、何ができるというがちょっとしたものが地元では公開されていない気がしますので、何らかの機会をとらえてよろしくお願い申し上げます。</p>
<p>会 長 N 委 員</p>	<p>はい、お願いいたします。</p> <p>最近全然雨が降らない中で、集中豪雨というのが今大きな問題になっていると思うんですね。杉並区は結構川がたくさんありますよね。だから、杉並区だけでできることではないのかもしれませんが、何かこの項目の中に、そういう集中豪雨対策みたいなものがあったらいいのかなと思っております。</p>
<p>会 長 N 委 員</p>	<p>今のはご要望ということで、また後日でもよろしいですか。</p> <p>よろしいです。ただ、ここの項目の中に入れてもいいのではないかと思います。</p>
<p>会 長 環 境 課 長</p>	<p>どうでしょうか。</p> <p>ご指摘のとおりだと思います。確かにそういった都市災害に対する対応というのが必要だと思いますので、直接環境政策という形になるかどうかはわかりませんが、一つの項目として取り上げさせていただきます。ありがとうございました。</p>
<p>会 長 S 委 員</p>	<p>S委員。</p> <p>先ほど井草中学校の緑化のご案内がありましたけれども、この図面を見ますと、在来のものから見ると、ちょうど図面の下側のところが西になるわけですが、その西側の道路沿いですね、そのところ、校舎のところには比較的高い樹木がなくなりますね。これは、特に道路の反対側に住宅がずっとありますので、目隠しのある程度意味も兼ねて、もう少し高い木を増やすことができないのかなと思っております。</p> <p>今、解体工事をやっております、いろんなコンクリを壊しておりますけれども、その方面の住宅からかなりの苦情が町会に来ているんですね。中には町会から見舞金が出ないのかというようなことも言うてくる人がいるんですが、それは、そこに音の出る工場ができて毎日音を出すわけではないし、60年ぶりぐらいで校舎を建てかえる、ある一定の期間だけの音ですから、何とか我慢をしていただけないかということで、私ども町内ですので言うておりますけれども、多分</p>

	<p>目隠しの問題も建ち上がってから出てくるのかなと思うんですね。</p> <p>ですから、今までからするとかなり高い樹木が少なくなるので、多分そういったことが近隣から出てくるのかなと思うんです。できればもうちょっと西側のほう、植栽が高い樹木ができないものかと思っておりますが、その辺のところはどんな状況でしょうか。</p>
みどり公園課長	<p>あくまでもこれは緑化の計画の話なんです。教育委員会で設計をして、地元説明をして、目隠しなり要望の対応の仕方として、樹木でやるのか、あるいはほかの方法論で窓等を含めてそういうことで考えているのかというのは、そこまでは細かくわからないので、そういった要望があったことは、お伝えはできるんですが、全体の学校の整備計画の中で、そういう話があったのか、なかったのかというのは、確認はいたしますけれども、あくまでも今回審議会で報告しているのは、井草中学校の緑化をこう考えてやられていますよ。それは基準を満足していますよということなので、目隠しについてどう考えているかは、ちょっと教育委員会のほうに聞いてみないと、私のほうで一存でこうとは言えないのかなと。</p> <p>当然、2階、3階と高くなりますし、もともとと言われるようにそんなに西側のその部分に大きい木が既存の図面を見てもあるわけではなくて、下側の部分では中木程度になるトキワマンサクが入っていますので、どの部分からの視野をとということで行くと、何とも言えないかなと。</p> <p>例えば、どういう塀ができるのかにもよったり、外構がどうなるかというところまでは、私どももちょっと把握はしていないので、そういう要望があったことはお伝えはしますけれども、当然幾つか大きくなるような木が配置もされていますから、将来的にはそうなっていくのかなと思います。</p>
S 委員	<p>なるべく窓に目隠しをしなくて済むような方法が子供たちにとってもいいのではないかなと思っておりますので、できる範囲の樹木でお願いできればいいなと思います。よろしくご検討のほうをお願いします。</p>
会 長	<p>B委員、よろしく。</p>
B 委員	<p>先ほど部長から説明をいただきましたけれども、ごみ処理の政策にかかわって少しお話というか、意見というか、考えていることを発言させていただけたらと思います。</p> <p>先ほどごみの収集、運搬、減量、資源対策等々で、お話がありましたが、また委員からもご発言もあったわけですが、この問題を考えるときに、ごみのもとになるものをつくっている人の、いわゆる生産者の責任ということをここで</p>

外してしまうと、ここに掲げている、例えばごみの収集なり、運搬なり、資源化なり、減量の問題が、どうしても行政と住民の負担をどうするのかということになってしまうということだと思っんですよね。

皆さんもよくご存じのとおり、拡大生産者責任という、この問題を本当に国として制度化がきちっとされるということになれば、今のごみ問題なり、減量問題なり、リサイクルの問題なりが、根本的に解決の方向に向かうのではないのかなと。皆さんもご案内のとおりだと思いますけれども、諸外国、例えばOECDなんかを見ましても、ほとんどはこのことがずっと早い時代からきちっとされていると。今日のこういう時代になっても、まだ拡大生産者責任が明確にされていない国は、言ってみれば先進国で日本くらいと。そういう意味では異常かもしれませんが、そこをきちっとやっぱり位置づけをしていくと。

23区でも、この問題はとても大切な問題だということで、部長会なり、あるいは所管のところ、国にそれなりに要請をしているということはあると思うんですが、やはり例えば今日示されているこういったごみ処理政策における主要な事業のあらましというところでも、そういうこともらみながらやる必要があると思います。

先ほど清掃問題は構造的な問題を抱えていると部長のお話の中にありましたけれども、文字どおり、その構造的な最大の問題は、私はここだと思っんですよね。ただ、それがあるといことはわかってはいても、行政として「では、こうします」ということでできる問題でもありませんから、いろいろ歯がゆいところはあると思うのですが、いろんな形で、私たちが意識づけができるように、例えば紙面の中にも1項があるとか、そういうことが必要ではないのかなと思います。ごみ問題を考えるときに、やはりこの視点をしっかり位置づけながら考えていかなければいけないのではないかと思っっております。

もう一点は、緑化のことで、先ほども問題点として私有地の問題をどうするのかということで、農地の問題などもありました。

前回は私ちょっと質問の中でさせていただきましたけれども、その少なくなっている農地をどう確保していくのかと。これは本当に言うまでもなくとても大切な問題で、公園づくりだけの問題ではなくて、いわゆる住民の安全・安心にかかわる住宅地としての区としていく上でも大変大事な問題だと。あるいは緑なり、環境の問題でも大切だということで、一自治体なりではなかなか解決ができない問題がある。そういうことを私のレベルで教えていただけるような示唆という

	<p>か、考える素材とか視点とか、そのようなところも出していただきながらすると、議論がもっとできるのかなと思いますので、今後その辺についてもよろしくお願いをしたいと思います。</p> <p>農地の問題でいいますと、継承者がいないということが最大の問題かもしれませんが、その辺が本当に30年なり何十年でどういうふうに減ってきたのか。その原因が一体何なのか、どこに問題があるのか。そういったことについても本当に検証できるような、あるいは共通の理解として認識できるようなことなどもしていく必要があるのではないのでしょうか。</p> <p>行政のレベルなり、いろんなレベルのところでも協力、協働しながら、知恵を出し合いながら、こういった問題について、どういうことができるのか、できないのか。また、やる必要があるのか。そういった方向性も見えてくるとのかなと。ちょっと雑駁でありますけれども、そんな思いもしましたので、今後そんなこともいろいろと資料その他がありましたらお示しをしていただけるとありがたいかなと思います。よろしくお願います。</p>
<p>会 長</p>	<p>恐らくまだいろいろあると思いますが、この審議会、いつも4時が限度だと聞いているのですが、従来だと1時間半か40分ぐらいで終わっていますので、20分ぐらいいただいて今のようなご意見含めて常々感じているようなことを今日ご発言されなかった方もお願いしたいということで、今日はこれで一応審議会としての質疑は終わらせていただければと思います。</p> <p>日程とかそのほかの事務連絡等もございますので、事務局のほうからお願いできますか。</p>
<p>環 境 課 長</p>	<p>本当にたくさんの貴重なご意見を本当にありがとうございました。いただいたご意見をこれからも参考にさせていただきながら環境政策を進めていきたいと考えてございます。</p> <p>最後になりますが、次回、45回の審議会の日程についてお諮りをいたしたいと存じます。</p> <p>来月になりますが、10月20日の午後2時から22日の午後2時のいずれかで調整をしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
<p>会 長</p>	<p>それでは、最初の10月20日、水曜日、午後2時から4時でご出席が難しいという方はご起立いただければと思いますけれども。</p> <p>お二人ですか。</p> <p>22日金曜日。2時から4時、ご都合の悪い方、挙手いただけますか。</p>

R 委 員 会 長	<p>2名、2名ですね。そうすると、どちらかに決めないといけませんが、どうしましょうか。</p> <p>私も20日は都合悪いです。</p> <p>そうすると、申しわけないのですが、22日ということで決めさせていただいてよろしいでしょうか。</p>
環 境 課 長 清掃管理課長 会 長 清掃管理課長	<p>今日、実はD委員も2回欠席なので、できれば出席していただきたいと思っているのですが、一応出席者の多数で決めるというのがルールになっていますので、申しわけないですが、22日、金曜日、2時から4時ということで、今ご都合の悪いという方も、もしもご都合がつけば、またご検討いただければということをお願いしたいと思います。</p> <p>そのほか連絡事項がございましたらお願いしたいと思います。</p> <p>事務局のほうからは日程の調整だけでございます。ありがとうございます。</p> <p>会長、少しよろしいでしょうか。</p> <p>はい。</p>
会 長	<p>先ほどの私のお答えのほうで、P委員のご質問で、古紙の回収量で杉並は5%ほど上がっていて他区はどうなのかという中で、同じような内容の条例を置いている世田谷はどうなのかということによってちょっと調べましたので、お答えいたします。</p> <p>世田谷区は20年度が2万7,500トン、21年度が2万5,652トンで、マイナス6.7%となっております。</p> <p>わかりました。P委員からは、今日、基本的なところでご指摘があって、次回が次々回にご報告いただいて、その部分については、また意見交換できればと思います。</p> <p>今日出た話の中で、先ほどの農地の話にしても、公園の話にしてもやはり行政側から見たものと区民の方が見ている中で、これをどう利用するか、どういう利用ができるか、そういう点は、私のマンションも提供公園ですけども、マンション側からいうと提供公園といいながら余り人に入ってきてもらいたくない。いろいろと防犯上の問題とかという意識もどうしても出てきているんですね。</p> <p>それから、先ほどの三井の森のお話で、見方によって大分違うと思うのですが、多分そういうこと自体がこういう場に出てくるともう少し回答がほぐせるというか、意見ができるのではないかと思いますので、ぜひそういう視点も区のほうでもってお願いできればと思います。</p>

環境課長	ありがとうございました。幾つか宿題もいただいておりますので、次回あるいは次々回でまたご報告できるように準備をさせていただきます。 ありがとうございました。
会長	お忙しい中、どうもありがとうございました。